

## 令和8～14年度消防団格納庫自動体外式除細動器（AED）等賃貸借仕様書

1 件名 令和8～14年度消防団格納庫自動体外式除細動器（AED）等賃貸借

2 数量及び納入場所

設置所名	住所	数量内訳	
		AED (セット)	心電図 読み込 み機器 (式)
板城統合格納庫	東広島市西条町森近355番地2	1	なし
郷曾統合格納庫	東広島市西条町郷曾3792番地1	1	なし
原西分団統合格納庫	東広島市八本松町原10527番地23	1	なし
旧第一1班格納庫	東広島市黒瀬町国近1907番地3他	1	なし
旧第六2班格納庫	東広島市黒瀬町津江6301番地1	1	なし
旧第六1班格納庫	東広島市黒瀬町津江5555番地1他	1	なし
旧福富南分団1班格納庫	東広島市福富町下竹仁2752番地3	1	なし
旧第四分団6班格納庫	東広島市豊栄町清武3495番地5	1	なし
旧河内西分団3班格納庫	東広島市河内町河戸2107番地3	1	なし
旧河内西分団5班格納庫	東広島市河内町戸野742番地1他	1	なし
旧第五分団4班格納庫	東広島市安芸津町風早761番地3	1	なし
中田万里消防屯所	竹原市田万里町1328番地	1	なし
西谷屯所	竹原市仁賀町588番地	1	なし
3分団1部2班消防屯所	竹原市東野町1763番地	1	なし
2分団2部2班消防屯所	竹原市下野町381番地	1	なし
1分団2部2班消防屯所	竹原市小梨町10379番地1	1	なし
合計数量		16	なし

3 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和15年3月31日まで（84か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

4 納入期限 令和8年3月31日(火)

5 賃貸物品

自動体外式除細動器(AED)等 1セット

品名	項目	規格
AED 本体	法令等要件	医療機器として医薬品、医薬機器等法に基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確認されていること。 日本版救急蘇生ガイドライン2020対応であること
	出力波形/エネルギー	二相性波形/常に200J以下
	電気ショック	心電図リズムの解析で電気ショックの要/不要の判断ができること。また、電気ショックが必要であると判断した後も、傷病者の心電図波形が戻った時には、電気ショックを自動的にキャンセルできる機能があること。
	防塵・防水性	IP55以上
	動作環境	0度から50度まで(待機時・保管時の保証温度)
	小児への対応	小児用パッドへの交換、成人小児切り替えスイッチ又は小児キー等で小児モードに切り替えることが簡便にできること。また、電源の再起動が必要なく使用できること。
	機器重量	3.0kg以下(バッテリーが装着されている状態)
	自己診断機能	AED本体が緊急時に使用出来るよう自己診断機能を有し、以下の自己診断機能を有すること。 毎日:バッテリー残量 機器内部回路 電極パッドの導通テスト(機器本体に接続されたパッドが対象であり、予備のパッドは対象外) 月1回:スピーカー ショックボタンのテスト 自己診断の結果、異常があった場合はアラーム音、光の点滅、インジケータの表示等、音や外観で知らせること。更にボタンを押す、蓋を開ける等、簡単な操作を行うことで、異常箇所を日本語音声で知らせる機能があること。
	コーチング機能	音声ガイダンスは、日本語であること。 操作誘導は音声にて誘導し、操作者のペースに合わせて誘導が進む方式であること。また、目視で操作手順が確認できること。 心肺蘇生法(胸骨圧迫、人工呼吸等)の手法を救助者に具体的に誘導する機能があり、圧迫のリズム音が出ること。

		小児成人モード切り替え時は、音声と目視で確認できる表示で切り替え後のモードを知らせること。
	標示許諾	一般社団法人日本難聴者・中途失聴者団体連合会から「耳マーク」の複製・利用について承諾を得た機器であること。又は、音声ガイダンスに加え、視覚的な操作案内（例：画面表示、ランプ等）を備えており、視覚障がい者にも配慮された設計であること。
付属品	成人用電極キット	電極パッド×2組
	小児用電極キット	電極パッド×1組 ※本体機器で小児用に切り替える等、成人用で代用可能な場合は、不要とする。
	バッテリー	非充電式で4年以上の寿命が確保できるもの 1個
	救急セット	ティスポタオル、はさみ、脱毛テープ又は安全カミソリ、感染防止用手袋、人工呼吸用マウスシート 一式
	キャリングケース	AED本体と付属品が一元的に管理できること。また、形態は、ケースを開くことなく機器の作動状況等が視認できる覗き窓があること。 1個
	取扱説明書	本体機器等の取り扱い説明書。
AED 収納ボックス (屋外)		AED収納ボックスの形状は、壁掛け型とし、次の要件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐久性（リース期間である7年間以上の使用に耐えうるもの）を有すること。</li> <li>・標準キャリングケースに収納したAEDを設置できること。</li> <li>・AED収納ボックスに設置したAEDのインジケータの状態を外部から視認できるよう、扉の一部が透明であること。</li> <li>・AED収納ボックスからAEDを取り出す際、周囲にAEDの使用を知らせるよう警報が鳴ること。</li> <li>・アラーム部品の電源は電池を利用し、別に電源工事は行わないこと。また、電池は容易に交換できること。</li> <li>・電源等を使用せずに、屋外の温度・湿度に関係なくAEDが使用できる状態を継続できるものであること。</li> </ul>

## 6 取付・設置等

- (1) 賃貸人は契約締結後賃貸借開始までに賃貸人の負担により賃貸物品の納入及び取付・設置を行うこと。また、契約期間終了後は賃貸人の負担により賃貸借物品及び付

属品を引き取ること。

- (2) 賃貸人は取付・設置する日及び設置場所を賃借人と事前に協議するものとする。
- (3) 収納ボックスの設置場所は別紙「設置場所一覧」のとおりとし、壁面にネジ等を用いて固定すること。詳細については、別途担当者に確認し設置すること。
- (4) 賃貸物品の納入時に発生した梱包等不要な物は引き取ること。

## 7 その他

- (1) 定期的に変換を必要とする消耗品（電極パッド、バッテリー等）については、期限切れ前までに設置場所に送り届けること。  
送付方法は、訪問とし、交換作業を行うことともに次回交換時期を明記し、機器が正常に動くか確認すること。  
問わないこととする。  
消耗品交換にかかる全ての費用は入札額に含めること。なお、事故発生使用における消耗品は、別途賃借人の負担で購入する。
- (2) 納入する賃貸物品は、新品とすること。また、耐用年数は賃貸借期間以上とすること。なお、複数台の納品においては、賃貸物品は全て同一品とする。
- (3) 賃貸借期間中に通常使用で故障し、又は製品自体の不具合が認められた際には無償（部品代金を含む）で修理又は交換を行うこと。また修理完了までは同等の代替品を提供すること。
- (4) 納入日時は、事前に賃借人の了解を得ること。
- (5) AEDの納入後は、速やかに担当職員等を対象に取扱いに係る説明を行うこと。
- (6) 使用方法等の照会については、随時相談に応じること。
- (7) 賃貸人は、自己の責任において、AED本体に動産総合保険を付保するものとし、賃貸借期間を通じて盗難や破損等に対応できるようにすること。  
なお、AEDは屋外設置（施設敷地内、門扉等への施錠なし。）に対応する保険であること。
- (8) 本体（バッテリーを含む。）及び除細動パッドの状態を管理し、エラーが発生した場合及び定期交換品の交換時期が近付いた場合は、電子メールで賃借人へ通知する機能を有すること。
- (9) 本仕様書に定めがない事項は、賃貸借人双方で協議するものとする。

## 8 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市消防局 警防課 救急対策係

TEL：(082) 422-5648（直通）

FAX：(082) 422-7248

別紙 設置場所一覧

1	板城統合格納庫	2	郷曾統合格納庫
			
3	原西分団統合格納庫	4	旧第一 1 班格納庫
			
5	旧第六 2 班格納庫	6	旧第六 1 班格納庫
			
7	旧福富南分団 1 班格納庫	8	旧第四分団 6 班格納庫
			

9	旧河内西分団 3 班格納庫	1 0	旧河内西分団 5 班格納庫
			
1 1	旧第五分団 4 班格納庫	1 2	中田万里消防屯所
			
1 3	西谷屯所	1 4	3 分団 1 部 2 班消防屯所
			
1 5	2 分団 2 部 2 班消防屯所	1 6	1 分団 2 部 2 班消防屯所
			